

飯山市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における婚姻数の増加と少子化対策を推進することを目的として、新規に婚姻した世帯の住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 前年度の3月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住宅取得費用 新婚世帯が婚姻を機に取得した住宅の取得費用をいう。
- (3) 住宅リフォーム費用 新婚世帯が婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。
- (4) 住宅賃借費用 新婚世帯が婚姻を機に新たに物件を賃借するために支払った費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当分に相当する費用を除く。
- (5) 引越費用 新婚世帯が住居への引越しに伴い、引越業者又は運送業者へ支払った当該引越しに係る費用をいう。
- (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付対象世帯)

第3条 第1条に規定する補助金の交付対象世帯は、新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 夫婦の双方が婚姻した日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得（所得証明書をもとに、前年の夫婦の所得（1月から3月までの間に申請する場合にあっては、前々年の夫婦の所得）を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (3) 対象となる住居が本市にあること。
- (4) 申請時に夫婦の双方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと。
- (6) 過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方が市町村税（特別区民税を含む。）を滞納していないこと。
- (8) 夫婦の双方が婚姻した日より5年間飯山市内に居住すると誓約できること。
- (9) 夫婦の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定

する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と関係を有する者でないこと。

(10) 事業の実施に当たって他の制度による補助金、助成金等の交付を受けていないこと。ただし、国等の制度であって、併用が特に認められているものについては、この限りでない。

2 前年度に本事業による補助金の交付決定を受けた世帯であって、当該補助金の交付額が、第4条の表に規定する1世帯当たりの補助限度額に達しなかったものについては、前項第6号の規定にかかわらず、そのものが初めて本事業による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の次の年度までに限り、本事業の対象とする。

(経費及び補助額等)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助額
住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用の合計額	10分の10以内の額。ただし、1世帯当たり30万円（夫婦の双方が婚姻した日における年齢が29歳以下であるときは60万円）を限度とする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する対象経費の対象期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

4 第1項に規定する住宅取得費用及び住宅リフォーム費用に係る契約を締結した日が婚姻した日以前のものにあつては、当該契約を締結した日が婚姻した日から起算し1年以内に締結したものに限り対象とする。

5 前条第2項の規定により交付対象となったものに係る第1項の表に規定する限度額については、第1項の規定にかかわらず、前年度の限度額から前年度に交付を受けた額を差し引いた額とする。

(交付申請書等)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦の所得証明書

(3) 夫婦の完納(納税)証明書

(4) 誓約兼同意書(様式第2号)

(5) 貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済が確認できるもの(貸与型奨学金を返済している場合)

(6) 物件の売買契約書、工事請負契約書等及び領収書の写し(住宅取得費用又は住宅リフォーム費用の場合)

(7) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住宅賃借費用の場合)

(8) 住宅手当支給証明書(様式第3号)(住宅賃借費用の場合)

(9) 引越に係る領収書の写し(引越費用の場合)

(10) 飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書の写し(前年度に資格認定されている場合)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿により確認できるものについては、申請者及び配偶者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

4 第3条第2項の規定により対象となったものにあつては、第2項の規定にかかわらず、市長が特に認める書類については、これを省略することができるものとする。

5 第8条の規定により資格認定をされたものにあつては、第2項の規定にかかわらず、市長が特に認める書類については、これを省略することができるものとする。

6 第1項に規定する申請書の提出は、当該年度の3月5日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 規則第6条に規定する決定の通知は、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第4号)によるものとする。

2 市長は、補助金の交付を却下したときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付申請却下通知書(様式第4号の2)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定)

第8条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であつて、当該年度内に第5条に定める交付申請を行うことが困難なものは、飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦の所得証明書

(3) 夫婦の完納(納税)証明書

(4) 誓約兼同意書(様式第2号)

(5) 貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済が確認できるもの(貸与型奨学金を返済している場合)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出は当該年度の3月31日までの間に行わなければならない。

(資格認定の決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請を審査し、資格の認定をしたときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書(様式第7号)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請を審査し、申請を却下したときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請却下通知書(様式第8号)により、申請者へ通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則(令和4年5月30日告示第42号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年度事業に限り、第2条第1号及び第4条第3項の適用については、同号及び同項中「当該年度の4月1日から」とあるのは「前年度の1月1日から当該年度の」とする。
- 3 令和4年度事業に限り、第3条第2項の規定により交付対象となったものに係る、第4条第1項の表の適用については、同項の表中

「

対象経費
住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用の合計額

」

とあるのは

「

対象経費
住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用の合計額

」

とする。

附 則（令和5年3月31日告示第23号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。